

補助金等取扱基準

補助金等の名称	経営発展支援事業補助金
補助事業等の目 標	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け 3経営第3142号 農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、経営発展に係る設備等の支援及び経営資金等の補助を行うことにより農業経営の安定化及び新規就農者の拡大を図る。
補助事業等の対 象 者	令和6年度以降に市が認定をした新規就農者（独立又は自営就農時における年齢が原則50歳未満である者に限る。）であって、国から要綱に基づく事業計画の承認を得ているもの
補助対象経費	(1) 経営資源を有効活用するための機械、施設等の修繕、移設、撤去等に要する経費並びに法人化及び専門家活用等の円滑な経営移譲に要する経費 (2) 要綱に規定する農業に係る機械の導入及び施設の設置に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	(1) 予算の範囲内で補助対象経費の3分の2の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (2) 予算の範囲内で補助対象経費の4分の3の額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国及び県による補助であるため。
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	令和7年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	令和11年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	補助金交付決定前に着手した経営発展支援事業に係る費用は、補助対象外とする。ただし、国から要綱に基づく事業計画の承認を得ている事業に関する費用についてはこの限りではない。
提 出 書 類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係

令和 7年 9月18日 制定（令和 7年 9月18日 施行、令和 7年 4月 1日 適用）